

制限付一般競争入札（事後審査型）のお知らせ

件名	駒形橋旧橋撤去に伴う左岸護岸等工事		土木工事
入札方法	事後審査型・電子入札（ダイレクト入札）		
設計図書 公開期間	令和８年８月１８日（火） ～ 令和８年９月２日（水）		
	※埼玉県電子入札共同システムよりダウンロードしてください。 （埼玉県トップページ→申請・手続・入札・調達→電子入札総合案内→システム入口→入札情報公開システム）		
入札書等 締切日	競争参加資格確認申請受付締切日	令和８年９月２日（水）	午後３時まで
	入札書受付締切日	令和８年９月１０日（木）	午後３時まで
	※入札書に見積内訳書（指定様式）を添付してください。		
開札日時	令和８年９月１１日（金） 午前９時３０分		
制限の内容	告示文より 抜粋	(8) 公告日前日において、健康保険法（大正１１年法律第７０号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和２９年法律１１５号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。 なお、共同企業体にあつては、すべての構成員について上記要件を満たすこと。 (9) 公告日前日、資格者名簿において「土木工事業」が次のいずれかに格付けされている者であること。 ア 三郷市内に本店を有し、「Ａ級又はＢ級」のいずれかに格付けされている者 イ 三郷市と「緊急時における応急対策活動への協力に関する協定書」を交わしている三郷市建設業協会の会員で、「Ａ級」に格付けされている者 ウ 八潮市又は吉川市に本店を有する者で、「Ａ級又はＢ級」のいずれかに格付けされている者 (10) 建設業法第３条第１項に基づく建設業の許可が、「土木工事業」において特定建設業の許可である者であること。 (11) 建設業法第２６条の規定に基づき、次に掲げる基準を満たす技術者を配置できる者であること。 ア 本工事に対応する許可業種（土木工事業）の技術者の資格を有する者 イ 開札日において引き続き３ヶ月以上の雇用関係がある者で、監理技術者資格者証、市町村の発行する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、その他３ヶ月以上の雇用関係があることを証する書類を有すること。 ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を予定することができる。 ただし、本工事の配置予定技術者が、現在他の工事に現場代理人又は、監理（主任）技術者として従事中で、本工事の予定工期と重複する場合は、原則として当該者を予定することはできない。また、工期途中での交代は、原則として認めない。 エ 落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。	
備考	詳細は、公告（埼玉県電子入札共同システムに掲載）をご覧ください。 （埼玉県トップページ→申請・手続・入札・調達→電子入札総合案内→システム入口→入札情報公開システム）		